

議案第 85 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例
 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成 22 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「ついて、」の次に「1 件につき」を加え、同項後段を削る。

別表第 2（1）の部を次のように改める。

(1) 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定に基づく長期優良住宅法第 2 条第 4 項に規	新築に係る建築等計画である場合	住宅が存する建築物（以下この表において「対象建築物」という。）の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	16,000 円
				対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	28,000 円
				対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	47,000 円

6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この表において「維持保全計画」という。）の認定の申請に対する審査	定する長期使用構造等であることの確認を受けた住宅に係る建築等計画又は維持保全計画である場合	対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000円
		対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	326,000円
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	405,000円
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	485,000円
増築		対象建築物の床面積	21,000円

			若しくは	の合計が200平方メートル以内のもの	
			改築に係る建築等計画	対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	37,000円
			又は維持保全計画である場合	対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000円
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	114,000円
				対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	171,000円
				対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	251,000円
				対象建築物の床面積の合計が1万平方メ	425,000円

		一トルを超え2万平方メートル以内のもの	
		対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	530,000円
		対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	627,000円
その他の場合	新築に係る建築等計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円

			対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円
			対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,224,000円
			対象建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,260,000円
			対象建築物の床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	3,216,000円
			対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	3,961,000円
	増築若しくは改築に係る建		対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	72,000円
			対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え	168,000円

			築等 計画	500平方メートル 以内のもの	
			又は 維持 保全 計画 であ る場 合	対象建築物の床面積 の合計が500平方 メートルを超え 1,000平方メー トル以内のもの	269,000円
				対象建築物の床面積 の合計が1,000 平方メートルを超え 3,000平方メー トル以内のもの	542,000円
				対象建築物の床面積 の合計が3,000 平方メートルを超え 5,000平方メー トル以内のもの	955,000円
				対象建築物の床面積 の合計が5,000 平方メートルを超え 1万平方メートル以 内のもの	1,628,000円
				対象建築物の床面積 の合計が1万平方メ ートルを超え2万平 方メートル以内のも の	3,008,000円
				対象建築物の床面積 の合計が2万平方メ	4,284,000円

				一トルを超え3万平方メートル以内のもの	
				対象建築物の床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの	5,270,000円

別表第2(2)の部中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「長期優良住宅建築等計画の変更」を「建築等計画又は維持保全計画の変更」に、「建築物を新築する」を「新築に係る建築等計画である」に、「建築物を増築し、又は改築する」を「増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画である」に、

「

13,000円
25,000円
45,000円
82,000円
129,000円
202,000円
331,000円
397,000円
465,000円

」

を

「

11,000円
21,000円
38,000円
67,000円
109,000円

173,000円
285,000円
343,000円
393,000円

」

に改め、同表(3)の部中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を、「場合」の次に「又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合」を加え、「長期優良住宅建築等計画の変更」を「建築等計画の変更」に改め、同表(4)の部中「認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料」を「計画の認定を受けた者の地位の承継の承認申請手数料」に、「認定計画実施者の地位の承継の承認の申請」を「建築等計画又は維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請」に改め、「1件につき」を削り、同表備考1中「長期優良住宅建築等計画に係る」を「建築等計画又は維持保全計画に係る」に、「長期優良住宅建築等計画の認定」を「建築等計画又は維持保全計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同表備考2中「長期優良住宅建築等計画の認定」を「建築等計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画の変更」を「建築等計画の変更」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同表備考3中「長期優良住宅建築等計画の変更」を「建築等計画又は維持保全計画の変更」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同備考の表中「建築物を新築する」を「新築に係る建築等計画である」に、「建築物を増築し、又は改築する」を「増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画である」に、

「

57,000円
147,000円
234,000円
480,000円
880,000円

1, 546, 000円
2, 901, 000円
4, 216, 000円
5, 215, 000円

」

を

「

51, 000円
131, 000円
208, 000円
428, 000円
784, 000円
1, 377, 000円
2, 583, 000円
3, 754, 000円
4, 644, 000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第3項及び別表第2の規定は、令和4年10月1日以後になされた申請に係る手数料の徴収について適用し、同日前になされた申請に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。